

## より良い公的医療の持続に向け 審議会答申 ～水口医療介護センターのあり方～

●問合せ：医療政策室（審議会事務局） Tel) 69-2171 Fax) 63-4085

市立の医療・介護機関（水口医療介護センター・信楽中央病院）を取り巻く経営環境は大きく変化しており、今後の持続可能性を踏まえ、そのあり方を見直す時期に差し掛かっています。

このため、市立機関に求められる役割や経営上の課題と対策、経営形態について、甲賀市地域医療審議会（福島公明会長）に諮問し、慎重な議論が重ねられています。

このほど、水口医療介護センターについての答申がありました。



▲正木副市長へ答申を手渡した福島会長

### 1. 求められる役割と現状

- 在宅医療の拠点的役割や、土日祝日・時間外の一次救急受け入れなど、市域に不足する機能かつ民間単独での実施が困難な医療分野での貢献が求められるが、現状、その役割が十分果たされているとは言い難い。
- コロナ対策など公的な医療機能への期待は高まっている。
- 施設が担ってきた介護人材の育成指導などの役割は、福祉的視点からの検討が望ましい。

### 2. 経営上の課題と対策

- 多くの経営課題があり、中でも収支課題は現状の形態のまま効果的な対策を見出すことは困難。
- 経営体制に関わる課題もあり、抜本的な組織の見直しが不可欠。

### 3. 経営形態

- 経営を抜本的に見直し、より良い公的医療を持続的に提供するため、「指定管理者制度」による民間活力の導入を提案する。
- 市立機関として求められる役割や、福祉的視点から継続が必要な事業に対する財政負担の考え方について、市として十分に検討されるべきである。
- 審議会の調査に対し、指定管理者になる意向を示した市内医療機関があった。

市では、答申を厳粛に受け止め、より良い公的医療サービスの提供に向けた方向性を、できる限り速やかに市民の皆様へお示しさせていただきます。

なお、信楽中央病院については、令和5年3月を目途に答申がなされる予定です。審議会は傍聴可能で、会議結果や資料等は市ホームページに掲載しています。

## 国民健康保険に加入の皆さんへ ～医療費が高額になりそうなき（限度額適用認定証の交付）～

●問合せ：保険年金課 国保年金係 Tel) 69-2140 Fax) 63-4618

事前に「限度額適用認定証」を医療機関に提出することで、一か月の医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額でとどめることができます。認定証が必要な場合は、下記のとおり申請をお願いします。

※保険税の未納がある場合、交付を受けられない場合があります。

### 申請場所

保険年金課または旧支所である土山、甲賀、甲南、信楽地域市民センター

### 申請に必要なもの

- 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- 保険証
- 課税証明書（令和4年1月1日に甲賀市に住所のない方は必要）

### 現在、認定証をお持ちの方

認定証の有効期限は7月31日となっていますので、引き続き必要な場合は、8月1日以降に改めて申請してください。

※70歳から74歳までの方は、住民税非課税世帯の方および、現役並み所得者（窓口負担3割）のうち、現役並みⅡ（課税所得380万円以上）と現役並みⅠ（課税所得145万円以上）の方も「限度額適用認定証」の申請が必要です。

### 新しい被保険者証を送付します

8月1日から有効の新しい被保険者証は簡易書留郵便で、7月中旬に発送します。

## 後期高齢者医療保険に加入の皆さんへ

令和3年中の所得が確定したことにより、後期高齢者医療保険料の本算定を行いました。お一人ごとの保険料額や、納付方法は7月中旬に郵便でお知らせしますのでご確認ください。

### 新しい被保険者証を送付します ～有効期限にご注意ください～

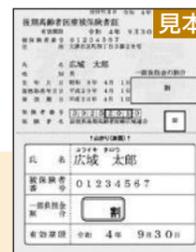
令和4年度は、10月から始まる後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しの影響により、令和4年8月1日から令和4年9月30日まで使える保険証と令和4年10月1日からの保険証を2回に分けて送付します。

令和4年8月1日から令和4年9月30日までの保険証

うぐいす色（薄緑色）の保険証を交付します。

※7月中旬に簡易書留郵便でお届けします。

令和4年8月1日から令和4年9月30日までの保険者証はうぐいす色（薄緑色）です。



令和4年10月1日から令和5年7月31日までの保険証

クリーム色の保険証を交付します。

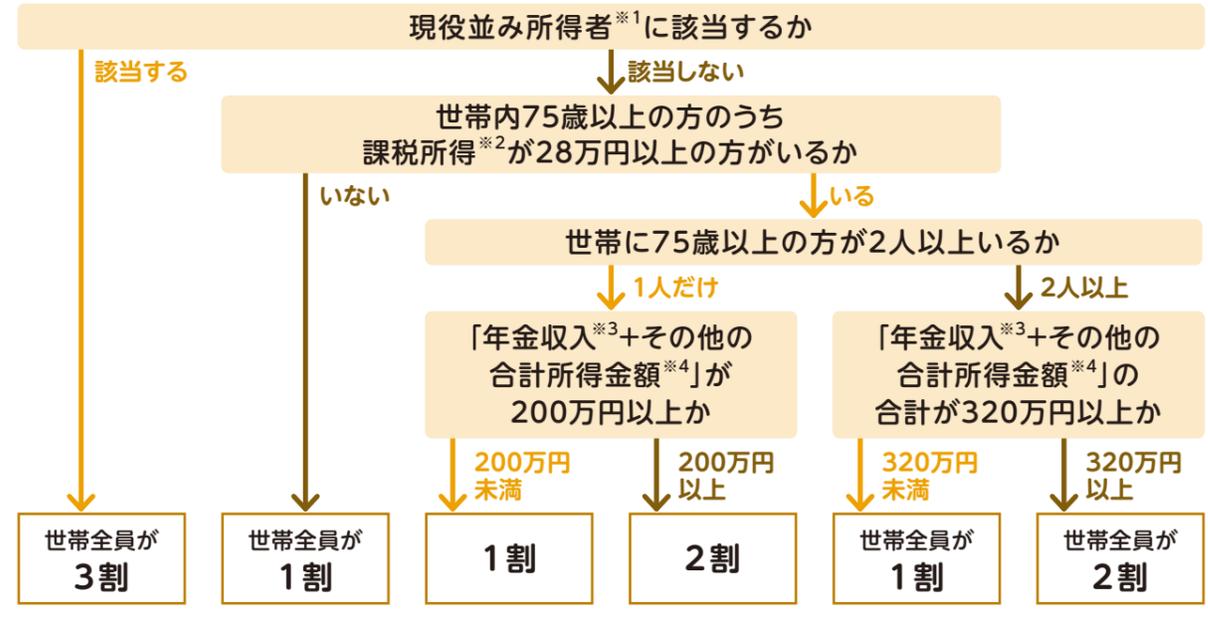
※9月中旬に簡易書留郵便でお届けします。

医療機関等で提示される際は、お間違のないよう十分ご注意ください。



令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

◎窓口負担割合2割の対象は主に以下の流れで判定します



※1 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。

※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。

※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

●問合せ：保険年金課 後期高齢者医療係 Tel) 69-2142 Fax) 63-4618

滋賀県後期高齢者医療広域連合 Tel) 077-522-3013

制度改正の背景等に関するご質問：厚生労働省コールセンター Tel) 0120-002-719